

令和6年度 公文書開示状況（令和7年1月決定分）

福祉局

表の見方

<決定区分>について

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」と表記しています。

<（根拠規定）条例7条>について

- ・一部開示、不開示及び存否応答拒否について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」と表記しています。
- ・各号に定める非開示事項は以下のとおりです。

7条1号 法令秘情報

7条2号 個人情報

7条3号 事業活動情報

7条4号 犯罪の予防・捜査等情報

7条5号 審議、検討又は協議に関する情報

7条6号 行政運営情報

7条7号 任意提供情報

7条8号 特定個人情報

7条9号 死者の個人番号

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名及びそれらの特定に結びつく可能性のある情報は、〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の総枚数>について

- ・CD-R等に複写し交付している場合や、文書不存在等により公文書を交付していない場合は、総枚数欄が空欄になります。

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7. 1. 6	R7. 1. 15	令和6年度定期講読図書類の年間登録一覧表（福祉局保有分）	1	1															福祉局総務部総務課
2	R6. 12. 6	R7. 1. 7	【契約番号04-07832】 特別弔慰金等請求に係る受付・審査等業務委託における下記書類 ・参加業者の技術提案書 ・参加業者の技術点審査表	1		1						1							公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため等。	福祉局生活福祉部企画課
3	R6. 11. 17	R7. 1. 8	平成30年～令和4年のモデル事業を含めた東京都若年被害女性支援事業の委託契約にて受託者が当該事業の経費で購入した資産性のある備品等の扱いについて規定した契約上拘束力のある取り決め（契約図書、協議簿等）に関する一切の文書。なお、契約書等で本申請と無関係の事項が含まれた文書の場合、条番号の通知等で該当箇所を明らかにすること。	16		1					1	1	1						（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条4号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
4	R6. 11. 12	R7. 1. 8	子ども家庭庁成育局保育政策課、特定教育・保育施設における職員の配置改善実態調査の結果	44		1									1				（7条6号） 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害することが認められるため	福祉局子供・子育て支援部保育支援課
5	R6. 11. 17	R7. 1. 16	令和3年度東京都若年被害女性等支援事業において受託者の〇〇が実施した「保護女性の自立に際し4月からの新生活を迎えるにあたっての支出」に関して、〇〇からの具体的な報告や都における適切性の議論等の一切の資料。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
6	R6. 11. 17	R7. 1. 16	平成30～令和2年の東京都若年被害女性等支援モデル事業の受託者〇〇が当該事業で購入した財産性のある備品の令和2年度事業終了後の処理に関する一切の文書。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
7	R6. 11. 17	R7. 1. 16	平成30年～令和4年までモデル事業時代を含めて東京都若年被害女性支援事業を受託してきた〇〇は、令和5年の補助金交付事業化以降、補助事業者にもなっていない。については平成30年～令和4年の同事業経費で購入した資産性のある備品について〇〇との間で行った処理に関する一切の文書。なお、当該文書の作成・取得日付は明らかにすること。	203		1					1	1	1						（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7条3号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7条4号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
8	R7. 1. 7	R7. 1. 21	1 「令和 4 年度東京都若年被害女性等支援事業の委託先団体と都が令和 6 年 8 月に締結した覚書全て」について、覚書に関する起案文書も含める。 2 「1 の覚書に基づき団体が申出を行った備品の名称、購入日、購入金額が分かる文書一切」について、その申出に対する承認通知及び起案文書等関係文書を含め一式対象とする。	204		1					1	1	1						（7 条 2 号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7 条 3 号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7 条 4 号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
9	R6. 12. 9	R7. 1. 21	令和 3 年度及び 4 年度東京都若年被害女性等支援事業委託契約に関する覚書 同事業の備品に関する申出書、承認通知、納入通知書、収入一覧表 当該事業で受託団体が取得した備品の残存価額について、東京都が作成・取得した文書及び東京都が厚生労働省へ発行した文書。	204		1					1	1	1						（7 条 2 号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7 条 3 号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7 条 4 号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
10	R6. 12. 9	R7. 1. 21	『「令和 4 年度東京都若年被害女性等支援事業委託契約」に関する覚書』、『申出書』、『承認通知』、『収入一覧』及び『納入通知書』に関する一切の文書及びメール。〇〇との協議、検討資料、補助金の扱いや厚生労働省との協議資料含む。また、〇〇等を含めて令和 3、4 の同事業で実施した他の納入措置があれば同様な文書。	204		1					1	1	1						（7 条 2 号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7 条 3 号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7 条 4 号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
11	R6. 12. 9	R7. 1. 21	東京都被害女性等支援事業は、令和 4 年度までは委託事業であったが令和 5 年度から補助事業化された。補助事業は契約ではなく寄付の一種とされており、委託契約としての継続性が失われている。ついては、補助事業化にあたり委託契約時に全額負担した資産性のある備品の返納等の扱いについて〇〇、〇〇、〇〇と実施した処理に関する一切の文書・メール。	204		1					1	1	1						（7 条 2 号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （7 条 3 号） 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （7 条 4 号） 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
12	R6. 12. 10	R7. 1. 21	令和２年度までの東京都若年被害女性等支援モデル事業の全額負担で取得した資産性のある備品は東京都に所有権があると思われる。令和３年度東京都若年被害女性等支援事業の企画競争では競争の透明性・公平性を確保しなければならない。このため、特定された場合の当該資産の使用に関して規定、検討した一切の文書・メール。	204		1					1	1	1						(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
13	R6. 12. 11	R7. 1. 21	令和２年度までの東京都若年被害女性等支援モデル事業及び令和４年度までの東京都若年被害女性等支援事業において委託費で全額負担した資産（備品等）の有無について確認や検査を行った一切の文書。なお、具体的に資産性の確認を行った文書とし金額の費目別集計でしかない実施状況報告書は該当しない。	51		1					1	1	1						(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
14	R6. 12. 13	R7. 1. 21	令和４年度東京都若年被害女性等支援事業において〇〇が使用した令和３年度購入の東京都資産のパソコンを始め、令和３年度以前の同事業及びモデル事業で取得した東京都資産の貸与について、受託４団体と行った貸与の意思表示もしくは承諾したことを示す一切の文書・メール。なお、契約書第１条にて承諾等は書面で行うこととしている。					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
15	R7. 1. 8	R7. 1. 21	東京都若年被害女性等支援事業において東京都は令和６年に４団体から備品の未償却残高の納入の申出を受けたところであるが、都が未償却残高の計算を際を実施されたと考えられる当該備品の現存確認に関する一切の資料。	51		1					1	1	1						(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
16	R7. 1. 9	R7. 1. 23	1995年３月の地下鉄サリン事件に関連し、同年５月ごろに行われた警察による東京都内の〇〇施設への家宅捜索で、児童相談所が一時保護した児童に関する心理検査や健康診断、聞き取り調査などの記録や保護状況など、関連する資料一式					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
17	R6. 11. 25	R7. 1. 24	令和 6 年度 東京都若年被害女性等支援事業において、6 月以降に東京都が作成、取得した全ての文書	336		1					1	1	1		1				(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 (7 条 3 号) 公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (7 条 4 号) 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (7 条 6 号) 公にすることにより、若年被害女性等支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	福祉局子供・子育て支援部育成支援課
18	R7. 1. 15	R7. 1. 28	〇〇代表の〇〇が逮捕されたことに伴い、東京都児童相談所が平成 7 年 5 月16日、同〇〇で一時的保護した児童に関する一切の文書					1											当該公文書を作成及び取得していないため、存在しない。	福祉局子供・子育て支援部家庭支援課
19	R6. 12. 25	R7. 1. 20	社会福祉施設建設工事に係る入札直後の施設整備費補助交付申請で提出された契約費目別内訳	981	1															福祉局高齢者施策推進部施設支援課
20	R6. 12. 25	R7. 1. 29	都内の訪問介護事業所の廃止理由が書かれた履歴一覧表（各年（ 1 月 1 日から12月31日）ごと）の電磁的記録	97		1					1	1							(7 条 2 号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7 条 3 号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため。	福祉局高齢者施策推進部介護保険課
21	R6. 12. 16	R7. 1. 30	①R5. 6. 29付厚労省老健局介護保険課事務連絡「基準所得金額の設定等に係る調査について（依頼）」の回答文書 ②都内保険者の介護保険財政調整交付金の額及び調整係数の内訳が分かる文書（R1からR5年度分まで）		1															福祉局高齢者施策推進部介護保険課
22	R6. 11. 22	R7. 1. 16	令和 5 年（2023年）度 630調査 精神病床を有する医療機関用調査票 提出調査票 1 から51まで、外来・リエゾン調査票及び訪問看護調査票 全病院分 ただし、「入力ご担当者氏名」欄及び「所属部署」欄を除く。	5247	1															福祉局障害者施策推進部精神保健医療課

※ 開示請求者の希望等により、上記に掲載していないものが 1 件あります。